

令和5年度山梨県地域防災計画の主な修正項目について（解説）

I 防災基本計画修正（令和5年5月）に伴う修正

◎経緯

令和5年国による防災基本計画修正に伴い該当箇所を修正する。

①多様な主体と連携した被災者支援

・都道府県による災害中間支援組織の育成・強化、関係者の役割分担の明確化

⇒ 第2編第3章第16節「災害ボランティア支援対策」において、県は災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、都道府県域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努める旨を記載。

・災害ボランティアセンター設置予定場所の明確化

⇒ 第2編第3章第16節「災害ボランティア支援対策」において、市町村における、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町村社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努め、特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める旨を記載。

・災害ケースマネジメントなどの被災者支援の仕組みの整備

⇒ 第2編第3章第11節「避難、救援対策」において、県、市町村は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（被災者一人ひとりの被災者状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようマネジメントする取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める旨を記載。

②県民への情報伝達

・長周期地震動階級に係る情報の解説・伝達

⇒ 第3編第3章第2節「地震災害情報の収集伝達」において関係機関は地震の規模や被害の程度に応じ長周期地震動階級を含む地震情報の収集・伝達を迅速に行うことに努める旨を記載。

・通信障害発生時の丁寧な周知広報の実施

⇒ 第2編第3章第3節「通信の確保」において、電気通信事業者は、通信障害発生時には、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び住民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）を行う旨を記載。

・障害者の情報取得・意思疎通に係る施策の推進

⇒ 第2編第2章第12節「要配慮者対策の推進」において、県、市町村は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずる旨及び、緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずる旨を記載。

③デジタル技術の活用

・被災者台帳、避難行動要支援者名簿の作成等へのデジタル技術の活用

⇒ 第2編第2章第12節「要配慮者対策の推進」及び第2編第3章第15節「民生安定事業」において、市町村は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する旨を記載。

Ⅱ 地震被害想定調査（令和5年5月）を踏まえた地震編の修正

◎経緯

平成8年に実施した地震被害想定調査から約25年が経過したことを鑑み、山梨県では東日本大震災等の近年発生した大規模地震から得られた課題や教訓などから令和5年5月に地震被害想定調査の見直しを行った。

この地震被害想定を山梨県地域防災計画（地震編）に反映する。

①想定地震

山梨県はプレートの沈み込みによる海溝型地震や、内陸の活断層による地震の影響を受けることから、地震被害想定調査（令和5年5月）においては、南海トラフを震源とする地震、首都直下地震、活断層（糸魚川－静岡構造線断層帯、曾根丘陵断層帯等）による地震を想定地震とした。

想定地震の選定にあたっては、前回の想定以後に得られた学術的知見や、国の中央防災会議、地震調査研究推進本部による地震・活断層の評価を踏まえている。

②全建物を対象とした建物被害予測

建築物580,650棟の建築年度及び構造の分類をしたうえで、液状化及び揺れ、崖崩等、火災による被害を予測した。

③ライフライン被害で携帯電話の項目を追加

停電率及び回線不通率による携帯電話の不通を予測した。

④生活支障として、備蓄物資需要量、空き家・別荘の被害、災害関連死の項目を追加

・備蓄物資需要量

避難者数が最大となる季節・時間帯における、地震発生から1日後、1週間後の各時点における主要8品目の需要量を予測し追加した。

・空き家・別荘

県内の空き家率、別荘率を用いて、建物被害、人的被害の予測し追加を行った。

・災害関連死

建物全壊棟数と関連死の比率、直接死者数との関連死の比率、及び避難者数との関連死の比率の3つの比率を考慮して予測を行い追加した。

⑤その他の被害として、危険物施設、防災上重要施設、文化財、経済被害、孤立集落の項目を追加

・危険物施設

給油所など危険物施設で予測される被害施設数を算出し、追加した。

・防災上重要施設、文化財

地震発生時に建物被害が生じる可能性のある施設数の予測を行い追加した。

・経済被害

建物、ライフライン・インフラ施設の復旧費用等資産等の被害（直接経済被害）及び生産・サービス低下による経済被害（間接経済被害）の予測を行い追加した。

・孤立集落

地震発生時にアクセス経路の寸断によって孤立する可能性のある集落を抽出し追加した。

Ⅲ 富士山火山避難基本計画（令和5年3月）の策定に伴う火山編の修正

◎経緯

平成16年に富士山ハザードマップ検討委員会報告書が公表されてから蓄積された研究成果等の知見を踏まえた富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書が令和3年に完成し、その報告書の内容に対応すべく従前の避難体制を全面的に見直し、新たな避難体制を示した富士山火山避難基本計画を令和4年3月に公表した。

この新たな計画を踏まえ、山梨県地域防災計画（火山編）を全面的に改定する。

①火山災害警戒地域の指定

ハザードマップの改定により大月市、上野原市の2市が活動火山対策特別措置法第3条第1項の規定に基づき内閣総理大臣から火山災害警戒地域に指定された。

これにより、山梨県内では10市町村（富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、身延町、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町）が火山災害警戒地域に指定されている。

②噴火警戒レベルに応じた噴火シナリオの作成

活火山に異変が生じると気象庁から「噴火警戒レベル」が発表され、行政機関はレベルに応じた応急対策を実施するため、この時系列を表にまとめ対応状況の確認や平時の対策検討時に活用することとした。

⇒[次ページ 噴火シナリオ](#)

表 一 富士山噴火のシナリオ

噴火シナリオ

注①) 火山活動は一足飛びに急速に高まることもあり、噴火警戒レベルが順を追って一段ずつ上昇するとは限らない。その場合は、その間に想定している応急対策を全て実施する。
 注②) 地域の実情により、対応開始のタイミングを早める必要があるため、日頃から訓練を通じて避難に要する時間を把握しておく必要がある。

推移 (例)	噴火までの推移の一例		噴火開始前		噴火直前	噴火の発生 ~ 終息まで		降灰後～数十年
	(歴史上唯一の参考例) 宝永噴火時の推移		噴火開始前十数日	噴火開始前数日	噴火前日から直前	15日間		降灰後～数十年
予報警報	噴火予報		火口周辺警報		噴火警報		噴火の状況に応じて	
噴火警戒レベル	レベル1	火山の状況に関する解説情報(臨時)	レベル3	レベル4	レベル5		噴火警戒レベルの引き下げ	
基本的な応急対策	(平時) ◆定期的な普及啓発事業と防災訓練の実施	◆情報収集体制 ◆登山を禁止した上で登山者へ下山指示 ◆(必要に応じて)職員招集	◆警戒対策本部設置(必要に応じて災害対策本部) ◆職員招集 ◆入山規制 ◆観光客等へ帰宅の呼びかけ ◆自主的な分散避難の呼びかけ 【第1次避難対象エリア】 全ての者に避難指示 ◎市町村内の安全な場所に福祉避難所、避難所設置(状況に応じて順次拡大)	◆警戒体制の継続(必要に応じて災害対策本部) 【第1次避難対象エリア】 避難実施済 【第2次避難対象エリア】 全ての者に避難指示 【第3次避難対象エリア】 避難行動要支援者への避難指示 一般住民へ避難準備情報	◆警戒体制の継続(同左) これまでの対応を確認必要に応じて追加措置 【第4次避難対象エリア】 避難行動要支援者避難準備	◆応急対策体制(災害対策本部の設置等) ◆噴火口位置、流下方向(溶岩流の有無)の特定 ◆溶岩流、融雪型火山泥流、小さな噴石、降灰等が確認された場合、必要な避難対象エリアに避難指示	◆必要な追加指示	◆状況に応じ避難を解除(一時立入～一時帰宅～全面解除) ◆土石流想定氾濫区域等 ◆降雨時警戒避難 ◆復興方針検討
社会情勢			報道の過熱 報道関係者が増加 地域から離れる人の増加・渋滞発生・帰宅困難者の発生	通信の混乱・不確実な情報の増大(デマ情報等) 観光客等の減少	噴 火 発 生	応援部隊・ボランティアの活動本格化 物流の停滞・物資不足		
各エリアでの対応	第1次避難対象エリア	職員参集 避難所開設準備 情報伝達方法確認	ステージ4	(避難済み) 避難先において安否確認の実施	(避難済み) 避難先において安否確認の実施	<噴火後の対応> 【噴火開始直後】 大規模な噴煙柱が確認できる場合 噴火後の対応 ⇒ 「その1」へ ※ 次のいずれかに該当する場合、まずは「その1」へ移行 ・切れ目なく大きな噴煙が空高くまで立ち上る ・日中であっても日光が遮られ周囲が暗くなる ・山麓の広い範囲でスコリアや軽石が降り注ぎ始める ・空振が窓や扉を連続的に振動させる 大規模な噴煙柱は確認できない場合 噴火後の対応 ⇒ 「その2」へ 積雪期の場合(「その1」又は「その2」の対応に加え) 噴火後の対応 ⇒ 「その3」へ		
		自主的な分散避難の呼びかけ、観光客等は帰宅		避難行動要支援者の円滑な避難への配慮 一般住民の自家用車使用の抑制		渋滞が懸念される地域では、一般住民は、原則 徒歩又は行政が手配する車両により避難		

③段階的な避難に関する記述

これまでは、富士山噴火時には遠方への避難を基本としてきたが、地形測量技術の向上により影響範囲が鮮明になったことや火山災害の不確実性などを踏まえ、まずは、自市町村内や隣接する市町村内で安全を確保し、噴火の状況によっては、遠方への避難へ拡大することとした。

また、登山者や観光客については、次のとおり見直しを行った。

種別	新	旧
下山時期	レベル1において「火山の状況に関する解説情報（臨時）」が発表された場合には下山を開始	噴火警戒レベル3で下山開始
帰宅時期	溶岩流が24時間以内に到達する可能性がある地域に滞在する観光客・登山者は、噴火警戒レベル3までに入域した方法により帰宅	それぞれの観光客が滞在する地域に応じて当該地域の避難行動要支援者と同じタイミングで避難開始

レベル1において「火山の状況に関する解説情報（臨時）」が発表されることは、富士山の活動が平時とは異なる状態となったこと意味する。

このため、異変が確認された場合、登山者に対しては直ちに下山するよう指示することとした。

また、これまでの避難体制において、観光客は滞在する地域に応じて避難することとしていたが、これを改め、より確実な避難体制が構築できるよう噴火警戒レベル3までの間に入域した方法により帰宅することを促すこととした。（レベル4以降は観光事業者が避難行動を実施。）

なお、噴火警戒レベル3が長期化する場合には、火山専門家の助言のもと関係機関と協議し、警戒対象範囲を見直す等、安全を確保しつつ社会活動が維持できるよう必要な対応を行う。

④現地対策本部設置の候補施設と設置タイミングに関する記述

富士山ハザードマップ（改定版）では、火口の形成位置や噴火の状況によっては、富士吉田合同庁舎が被災する可能性が示されている。

このため、継続して安定的な応急対策を実施することを目的に富士河口湖町大石地区の世田谷区立河口湖林間学園を現地対策本部設置のための候補施設とした。

なお、レベル1において「火山の状況に関する解説情報（臨時）」が発表された場合、登山者に下山指示が出される（避難開始）ため、このタイミングで現地対策本部を設置する。

⑤噴火前の自主的な分散避難に関する記述

一般住民にあっては、溶岩流からの避難時期は、原則「噴火後」に「徒歩」によることとしているが、大きな不安を感じる方、車や多くの家財の搬出を強く希望する方も存在するため、富士山火山避難基本計画においては、これらの住民には噴火警戒レベル3までの間に「自らが選定する場所（親類・知人宅、宿泊施設や車中泊など）への避難を呼びかける」こととしている。

居住地域に滞在しなくとも生計が維持できる方には積極的に活用いただくことで、地域のスリム化を図り、渋滞の抑制など円滑な避難が期待できる。

①～⑤の内容を反映させ、火山編全編にわたり必要な修正を行った。

IV その他の修正（防災関係機関からの意見等を踏まえた修正）

◎経緯

各関係機関の計画の変更などを踏まえ修正した。

○山梨県水防計画の修正に伴う避難判断水位等の変更

令和5年に山梨県水防計画が修正されたことを踏まえて、水位到達情報の通知の対象となる基準地点と基準水位について、塩川と御勅使川における避難判断水位（警戒水位）を修正した。

○山梨県緊急輸送道路ネットワーク計画図の更新

令和6年1月に山梨県緊急輸送道路ネットワーク計画が改定されたことを踏まえ、緊急輸送道路ネットワーク計画図を更新した。